

宮代町建設工事等監督要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、宮代町契約規則(昭和62年宮代町規則第7号。以下「契約規則」という。)第32条の規定に基づき、町が発注する建設工事及び委託業務(以下「工事等」という。)の監督を適正に遂行するため、法令その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(監督員の定義)

第2条 この要綱において「監督員」とは、契約規則第32条の規定により、監督職員として指定された者をいう。

(監督員の任務)

第3条 監督員は、厳正かつ公平に工事等の監督に当たらなければならない。

2 監督員は、宮代町課設置条例(平成6年宮代町条例第8号)第1条に掲げる課の長及び宮代町水道事業の設置等に関する条例(昭和41年宮代町条例第20号)第3条第2項に規定する室の長(以下「所属長」という。)の指揮監督を受け、契約期限内に工事等の目的物が精度良く、安全かつ完全に履行されるよう請負者及び受託者(以下「請負者等」という。)を監督しなければならない。

(監督員の業務)

第4条 監督員は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 請負者等に対する必要な指示、承諾、確認又は協議
 - (2) 工事等に関する詳細図等の作成及び交付又は請負者等が作成した詳細図等の承諾
 - (3) 工事等の工程管理、立会い、材料等の試験若しくは検査及び成果品等の精査
 - (4) 監督業務全般についての所属長等への報告
- 2 監督員は、請負者等に対する指示等については文書で行い、工事等の実施状況及び経緯等を明確に記録するものとし、前項の業務に関する図書等(請負者等から提出されたものを含む。)とあわせて適切に保管しておかななければならない。

(安全等の確保)

第5条 監督員は、工事等の請負者等に対し、その契約の履行に当たっては、公衆の生命及び財産に関する危害等の防止並びに現場の安全確保及び現場周辺の環境保全等に努めるよう周知徹底しなければならない。

(現場状況等の熟知)

第6条 監督員は、あらかじめ当該工事等に係る契約書、設計図書、検査技術基準その他関係法規等を十分理解するとともに、工事等の現場の状況を熟知し、工事等が円滑かつ安全に実施されるよう努めなければならない。

(監督員の交替)

第7条 監督員が交替するときは、前任者は、必要な事項を文書又は図面に明示して後任者に引継ぎ、これを所属長に報告しなければならない。

第2章 書類

(書類等の整備)

第8条 監督員は、工事等に関する関係書類等を整備し、常に確認できるようにしておかななければならない。

(現場代理人等通知書等)

第9条 監督員は、請負者等から提出された通知書、工事等の工程表及び施工に関する計画書等が提出されたときは、十分その内容(資格等の確認を含む。)を検討し、所属長に報告しなければならない。

(部分払)

第10条 監督員は、建設工事の請負者から部分払の請求があったときは、遅滞なく工事既成部分の出来高確認を行い、出来高調書を作成し所属長に報告しなければならない。

(工事完成通知書等)

第11条 監督員は、請負者等から工事完成通知書又は委託業務完了通知書が提出されたときは、速やかに工事等に関する書類及び現場等を精査し、所属長に報告しなければならない。

第3章 監督

(工事等の内容の説明)

第12条 監督員は、請負者等に対し、工事等の着手前に、当該工事等の内容及び工法等について正確に説明しなければならない。

(工事中材料検査)

第13条 監督員は、建設工事の請負者から提出された材料承諾書により、材料の品質を確認しなければならない。なお、品質については、試験結果成績表等により確認することができるものとする。

2 監督員は、現場搬入時に監督員の検査を受けて使用すべき工事材料について、建設工事の請負者から検査を求められたときは、品質及び形状寸法等を検査しなければならない。

3 監督員は、設計図書において監督員の検査を受けて使用すべきものと指定された工事材料について、建設工事の請負者から検査を求められたときは、必要な検査を行うものとする。なお、当該検査を終了したときは、その結果を速やかに課長等に報告しなければならない。

4 監督員は、第二項及び前項による検査の結果、合格した材料と不合格の材料及び未検査の材料との区分を明確にし、不合格の材料は、建設工事の請負者を通じて速やかに工事現場外に搬出させなければならない。

(施工検査)

第14条 監督員は、設計図書等に定められた検査については、建設工事の請負者立会いの上、検査を行わなければならない。ただし、重要な構造物を除き、写真等により確認が可能な場合は、検査の一部を省略できるものとする。

2 監督員は、水中又は地下に埋設する工事その他完成後外面から明視できない工事については、設計図書等で定められていない場合においても、必要に応じ立ち会うものとする。ただし、立会いができない場合は、工事記録写真等で確認できるように請負者に指示するものとする。

(工事等の促進)

第15条 監督員は、常に工事等の管理状況を把握し、遅延のおそれのあるときは、請負者等に厳重に注意し、その旨を所属長に報告しなければならない。

2 監督員は、天災その他やむを得ない理由により、工事等の進捗を妨げられたときは、その状況を調査し、速やかに所属長に報告しなければならない。

(設計図書と工事現場の不一致等)

第16条 監督員は、次に掲げる場合に該当するときは、速やかに意見を付して所属長に報告し、

その指示を受けなければならない。ただし、軽微なものについては、この限りでない。

- (1) 設計図書と工事現場の状態とが一致しない場合
- (2) 設計図書の表示が明確でない場合
- (3) 設計図書の内容が相互に符合しない場合
- (4) 地盤等について予期しない状態を発見した場合
(改造請求)

第 1 7 条 監督員は、工事等が設計図書に適合しないことを発見したときは、遅滞なく請負者等にその改造を請求しなければならない。ただし、その不適合が重大なものについては、直ちに所属長に報告し、その指示を受けなければならない。

(緊急措置)

第 1 8 条 監督員は、事故又は災害防止等のため、請負者等に対し緊急やむを得ず臨機の措置を執らせる必要があると認めるときは、所属長に報告し、その措置について必要な指示を受けなければならない。

2 監督員は、前項の指示を受けるいとまがなく、かつ、請負者等に臨機の措置を執らせる必要があるとき、又は請負者等から緊急やむを得ず臨機の措置を執った旨の報告を受けたときは、直ちにその顛末を所属長に報告しなければならない。

(工事の変更中止等)

第 1 9 条 監督員は、工事内容を変更し、又は工事の施工を一時中止し、若しくは工事を打ち切る必要があると認めるときは、速やかに所属長に報告し、その指示を受けなければならない。

(検査の立会い)

第 2 0 条 監督員は、検査員の行う検査に立ち会うものとし、当該検査に必要な資料を提出して、その検査執行に協力しなければならない。

第 4 章 諸手続き

(官公署への手続き)

第 2 1 条 監督員は、工事等の施工に必要な官公署その他の諸手続きを遅滞なく行うよう請負者等に指示するものとし、当該業務に係る事務処理を速やかに実施しなければならない。

(工期等の延長)

第 2 2 条 監督員は、請負者等から工期延長申請書又は履行期間延長申請書が提出されたときは、速やかに内容を調査し、意見を付して所属長に報告しなければならない。

(契約の不履行)

第 2 3 条 監督員は、請負者等が正当な理由なく工事等に着手しないとき、若しくは中止しているとき、又はその他契約の目的を達成することができないおそれがあると認められるときは、速やかに実情を調査し、その状況を所属長に報告しなければならない。

(現場代理人等の変更)

第 2 4 条 監督員は、現場代理人等が工事等の施工又は監理について著しく不相当と認められ、その交替を求めようとするときは、所属長の承諾を受けなければならない。

(地元住民への配慮)

第 2 5 条 監督員は、工事の施工に当たり地元住民が受ける影響の把握に努めるとともに、関係者から苦情等があった場合には、その事実等を速やかに調査し、所属長に報告しなければならない。

(第三者に及ぼした損害)

第26条 監督員は、工事等の実施に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、遅滞なくその事実関係を調査し、これに意見を付して所属長に報告しなければならない。

(その他)

第27条 この要綱に定めるもののほか、工事等の監督に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。